

ご存じですか？

労働安全衛生規則の改正

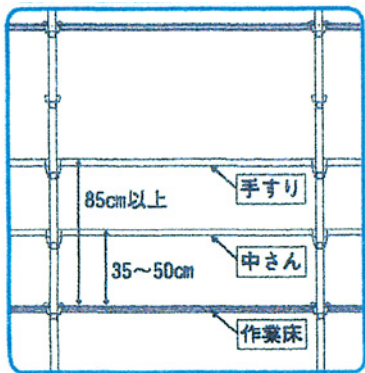
厚生労働省は、足場等からの墜転落防止等の対策強化を図るため、足場からの墜落防止措置等に関し、労働安全衛生規則を一部改正し、改正した規則を平成21年6月1日から施工を開始しました。

1. 足場からの墜落防止措置等の充実

■事業者が行う足場の作業床からの墜落防止措置等（安衛則第563条関係）

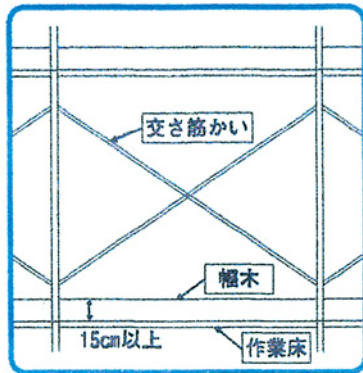
◎労働者の墜落防止として次の措置が**義務化**されます。

くさび緊結式足場



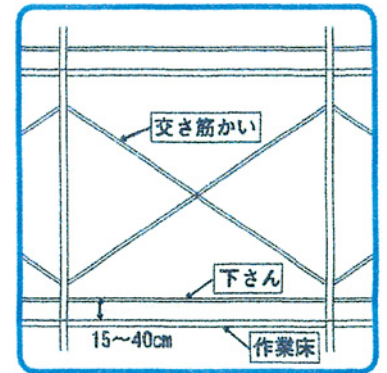
高さ85cm以上の手すりに加え、高さ35～50cmの位置への中さん等の設置が義務化。中さん等（中さんと同等以上の機能を有する設備）として、手すりの下にX型のさんを設ける場合もこれに該当します。

わく組足場



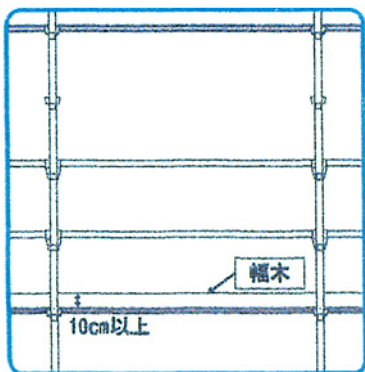
交さ筋かいに加え、高さ15cm以上の幅木又は、高さ15～40cmの位置への下さん等、あるいは手すりわくの設置が義務化。手すりわくとは、高さ85cm以上の手すり及び高さ35～50cmのさん又はこれと同等の機能を一体化させたものであって、わく上状の丈夫な側面防護部材のことであります。

OR



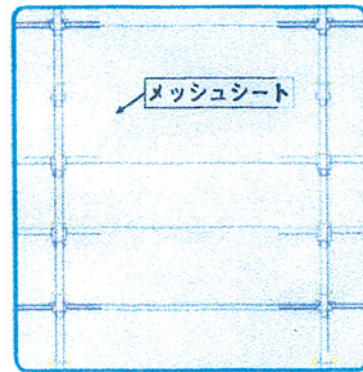
◎物体の落下防止として次の措置が**義務化**されます。

くさび緊結式足場



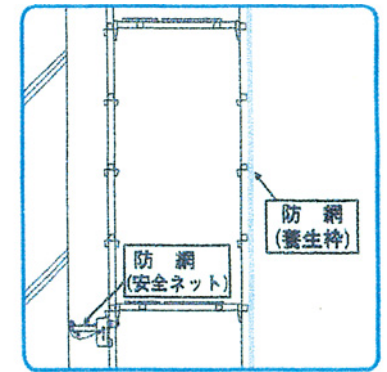
高さ10cm以上の幅木の設置。

OR



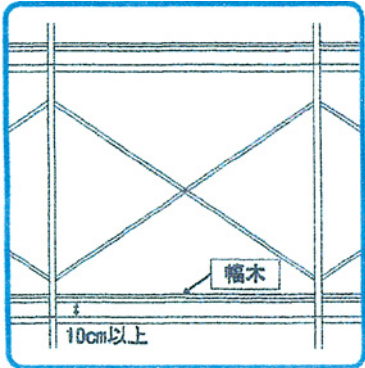
メッシュシートの設置。

OR



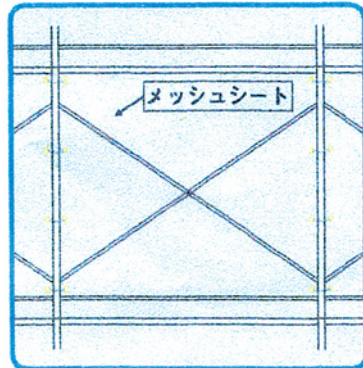
防網の設置。

わく組足場



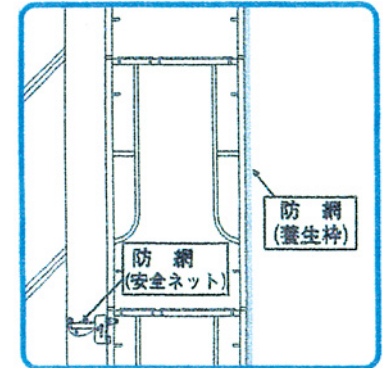
高さ10cm以上の幅木の設置。

OR



メッシュシートの設置。

OR



防網の設置。

2. 足場の安全点検等の充実

■事業者が行う足場の点検等（安衛則第567条、568条関係）

◎事業者には次の措置が**義務化**されます。

1. 足場（つり足場を除く）で作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた足場に係る墜落防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたとときは、直ちに補修すること。
2. 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたとときは、直ちに補修をすること。
3. 上記2の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存すること。

■注文者が行う足場についての措置（安衛則第655条関係）

◎注文者には次の措置が**義務化**されます。

1. 悪天候（強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震）や、足場の組立て・一部解体若しくは変更の後に、足場に係る墜落防止設備及び落下防止設備の取りはずしの有無等の点検をし、異常を認めたとときは、直ちに補修をすること。
2. 上記1の点検を行ったときは、点検結果等を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、保存すること。

※ここでいう注文者とは、労働安全衛生法第31条で規定する注文者であり、特定事業の仕事を自ら行う注文者のことです。

3. 手すり先行工法に関するガイドラインの改正

◎労働安全衛生規則の改正にあわせて**ガイドライン**が改正されます。

適用対象は、足場の設置を必要とする全ての建設工事（造船は除く）とし、これまで適用対象外であった「軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事」についても適用対象となります。